

大田区建築審査会傍聴要綱

昭和59年10月18日
大田区建築審査会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区建築審査会条例（昭和58年条例第3号）第12条の規定に基づき、大田区建築審査会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の入場)

第2条 傍聴人は、傍聴人名簿に所要事項を記入し、係員の指示に従い入場、着席しなければならない。

2 議長は、先着順に入場した傍聴人が傍聴席の定員に達したときは、入場を制限することができる。ただし、議長が特別の事情があると認める場合は、抽選により傍聴人を決定することができる。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号の一に該当するものは、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を所持している者
- (4) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類する物を着用又は所持している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機その他これらに類する物を所持している者。ただし、あらかじめ議長の許可を得たものはこの限りでない。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音の禁止)

第5条 傍聴人は、会議場において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者は、この限りでない。

(議長等の指示)

第6条 議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な審理の確保のため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 議長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの要綱に違反し、議長が退場を命じたとき。

(付則)

この要綱は、昭和59年10月18日から施行する。